

小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの対応にかかる財政支援について

(子ども・子育て支援交付金(内閣府所管))

補助概要

<基準額(案)>

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から運営する場合に補助
1支援当たり・1日当たり 10,200円

○さらに、開所に当たっての人材確保等に要する費用を補助
1支援当たり・1日当たり 20,000円

※両方の補助を受け、計30,200円の申請が可能

○小学校の臨時休業に伴い、支援の単位を新たに設けて運営する場合に補助
1支援当たり・1日当たり 36,000円

○さらに、開所に当たっての人材確保等に要する費用を補助
1支援当たり・1日当たり 26,000円

※両方の補助を受け、計62,000円の申請が可能

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児を受け入れる場合に補助
1支援当たり・1日当たり 6,000円

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から障害児を3人以上受け入れる場合に補助
1支援当たり・1日当たり 6,000円

○小学校の臨時休業に伴い、午前中から医療的ケア児を受け入れる場合に補助
1支援当たり・1日当たり 12,000円

※下線部分が追加の財政措置